

英国海上保険法上の重複保険についての若干の考察

その他のタイトル	Some Comments on Double Insurance in Marine Insurance Act 1906
著者	大谷 孝一
雑誌名	関西大学商學論集
巻	45
号	4
ページ	551-567
発行年	2000-10-25
URL	http://hdl.handle.net/10112/00019018

英国海上保険法上の重複保険について の若干の考察

大 谷 孝 一

1. はじめに

わが国の商法は、第632条において、重複保険を「同一ノ目的ニ付キ同時ニ数箇ノ保険契約ヲ為シタル場合ニ於テ其保険金額カ保険価額ニ超過シタルトキ」と定義し、この場合(同時重複保険の場合)には各保険者が保険金額の割合によって損害額を分担する旨を定めている。また、異時重複保険の場合については、第633条によって、契約成立の前後により、前に契約した保険者がその契約の定めるところに従って損害をてん補し、そのてん補額で損害額の全部を満たさないときは、後の契約の保険者がその差額についててん補する旨を定めている。

上記第632条に定める重複保険の定義の不充分さもさることながら、上記二条は、保険契約者および被保険者の立場から必ずしも満足 of いく規定でないことも明らかである。そのために多くの論者が、これらの規定との関係だけで、重複保険の場合にはどのような精算方法を採用すれば被保険者側にとって不利益とならないかという立場から重複保険を論じるのが通例となっている。上記規定が海上保険以外の保険を主たる対象としている以上、かかるスタンスは当然のことと言わなければならない。

また、保険金額無制限の保険の場合には、上記の保険金額比例方式は適用できない。そこで、嘗ては保険金額比例方式を採用していた火災保険や

自動車保険の実務においては、商法の規定とは異なり、各保険契約について、他の保険契約がないものとして算出した保険金の額（独立責任額）の合計が損害額を超えるときは、各保険契約の独立責任額の合計に対する当該保険契約の独立責任額の割合を損害額に乗じて得た額をてん補するという、独立責任額比例方式が行われている。この方式を採用すれば、どのような条件の保険契約の場合でも（例えば、保険金額無制限の保険の場合でも）各保険者の責任額を算定することができる。しかし、これとて、一部の保険者の支払不能によって被保険者側が不利益を被る可能性がある点では上記の方式と同じである¹⁾。

これに対して、連帯主義（あるいは連帯責任方式）の場合には、被保険者が各保険者に対してその保険金額を限度として直接請求できる点で便利であるし、また一部の保険者の支払不能の場合にも損害額全額を回収できる可能性が大きい点でも被保険者側に有利であると言うことができよう。

ただ、これらの記述は、一般消費者を対象とする家計保険の場合について言えることであって、この場合には、当然経済的弱者たる被保険者側の保護を考えるのは当然であるけれども、企業保険である海上保険の場合には、立法論として、被保険者側の有利不利を考える必要はないのであって、被保険者が重複して保険金を受取ることによる弊害を防止するにはどのような手当が合理的かという政策的な問題として考えれば足りるのである。

そこで、本稿では、海上保険契約における重複保険について連帯責任方式を採る英国海上保険法では、被保険者が重複して保険金を受取ることによる弊害を防止するためにどのような取り扱いがなされているのかを含めて、重複保険に関する若干の考察を行ってみたい。併せて、英国海上保険法では、重複保険について未解決の問題があるといわれるが、具体的にど

1) もちろん、海上保険の実務（船舶保険普通保険約款第30条、貨物海上保険普通保険約款第25条）においても、この方式が行われている。もっとも、これらは重複保険契約に関する規定ではなく、他保険契約が存在する場合の保険者のてん補責任について定めたものである。

のような点が未解決なのかについてもみてみたい。

2. 重複保険および連帯主義の定義

2-1. 1906年英国海上保険法第32条は以下のように定めている。

“(1) Where two or more policies are effected by or on behalf of the assured on the same adventure and interest or any part thereof, and the sums insured exceed the indemnity allowed by this Act, the assured is said to be over-insured by double insurance.

(2) Where the assured is over-insured by double insurance—

(a) The assured, unless the policy otherwise provides, may claim payment from the insurers in such order as he may think fit, provided that he is not entitled to receive any sum in excess of the indemnity allowed by this Act;

(b) Where the policy under which the assured claims is a valued policy, the assured must give credit as against the valuation or any sum received by him under any other policy without regard to the actual value of the subject-matter insured;

(c) Where the policy under which the assured claims is an unvalued policy he must give credit, as against the full insurable value, for any sum received by him under any other policy;

(d) Where the assured received any sum in excess of the indemnity allowed by this Act, he is deemed to hold such sum in trust for the insurers, according to their right of contribution among themselves.”

〔(1) 同一の危険および同一の利益またはこれらの一部について、二つ以上の保険契約が被保険者によってまたは被保険者のために締結さ

れる場合において、保険金額の合計額がこの法律で認められたてん補額を超えるときは、これを被保険者が重複保険によって超過保険を付けたものという。

(2) 被保険者が重複保険によって超過保険を付けた場合には、

(a) 被保険者は、保険証券に別段の定めがない限り、自己の適当と考える順序に従って各保険者に支払を請求することができる。ただし、被保険者はこの法律で認められたてん補額を超える額を受け取る権利はない。

(b) 被保険者が保険金を請求する保険証券が評価済保険証券である場合には、被保険者は、保険の目的物の実価のいかんにかかわらず、他の保険証券の下で受取った額をその評価額から控除しなければならない。

(c) 被保険者が保険金を請求する保険証券が評価未済保険証券である場合には、被保険者は、他の保険証券の下で受取った額をその保険価額の全額から控除しなければならない。

(d) 被保険者がこの法律で認められたてん補額を超える額を受取った場合には、被保険者は、その超過額を保険者相互間の分担請求権に従って、各保険者のために受託したものとみなされる。」

上記第32条の第1項は重複保険の定義をし、第2項は重複保険によって超過保険を付けた場合における保険金請求の方法について規定している。

重複保険の定義について言えば、上記第1項の「この法律で認められたてん補額」は、評価未済保険証券の場合には保険価額、評価済保険証券の場合には保険証券で決められた価額（いわゆる協定保険価額）を意味するから(MIA 第67条)、「保険金額がこの法律で認められたてん補額を超える場合」とは、「保険金額が保険価額または協定保険価額を超える場合」を意味し、この場合を超過保険という。したがって、第1項の規定では、「同一の危険および同一の利益またはこれらの一部について、二つ以上の保険契

約が被保険者によってまたは被保険者のために締結される場合」を重複保険といい、この場合において、「保険金額の合計額がこの法律で認められたてん補額を超えるとき」を超過保険というのか、それとも、「同一の危険および同一の利益またはこれらの一部について、二つ以上の保険契約が被保険者によってまたは被保険者のために締結される場合において、保険金額の合計額がこの法律で認められたてん補額を超えるとき」を重複保険というのか判然としない。前者を広義の重複保険という者も多いが、同一の危険および同一の利益またはこれらの一部について、二つ以上の保険契約が被保険者によってまたは被保険者のために締結されても、各保険金額の合計額がこの法律で認められたてん補額を超えなければ、数個の有効な一部保険が併存するだけであって、被保険者が重複して保険金を受取ることによる弊害を防止するための特別の精算を要しないから、「同一の危険および同一の利益またはこれらの一部について、二つ以上の保険契約が被保険者によってまたは被保険者のために締結される場合」の超過保険を重複保険と考えるのが妥当であろう。

第1項には明定されていないけれども、複数の保険者に保険を付ける必要はなく、同一の保険者に複数の保険を付けても、重複保険となりうることは言うまでもない²⁾。

2) 筆者の敬愛する松島 恵博士は、その著『海上保険論』(改訂第7版)において、「同一の保険の目的物につき、被保険利益、保険事故および保険期間を共通にする複数の保険契約が締結され、その保険金額の総額が保険価額を超える場合の保険を重複保険という」と重複保険の定義をされた後、「端的にいえば、重複保険であるためには、(イ)同一保険の目的物に複数の保険契約が存在すること、(ロ)同一保険の目的物に被保険利益が同一であること、(ハ)保険事故が同一であること、(ニ)保険期間が同一であること、さらに、(ホ)保険金額の合計額が保険価額を超過すること、を要する」と要約しておられる(p.74)。しかし、この重複保険の定義と要約の間には齟齬があるように思われる。まず、「(ロ)同一保険の目的物に被保険利益が同一であること」を一つの要件とされるが、これは恐らく、上記定義と同様に「同一保険の目的物につき被保険利益が同一であること」を意味すると思われる。しかし、別の保険の目的物について被保険利益が同一であることはありえないから、上記(ロ)について「同一

ただ、そう考えても、第1項の重複保険の定義は十分ではないであろう。なぜならば、同一の危険および同一の利益またはこれらの一部について、二つ以上の保険契約が被保険者によってまたは被保険者のために締結され、各保険金額の合計額がこの法律で認められたてん補額を超えても、保険期間を共通にしなければ、重複保険の問題は起こらないからである。

2-2. このように、第32条第1項は重複保険の定義をし、第2項は重複保険によって超過保険を付けた場合における保険金請求の方法について規定しているが、連帯責任方式そのものの定義規定はない。

松島 恵博士は「各保険契約を全部有効とするだけでなく、各保険者は引き受けた保険金額を限度として連帯責任を負い、かつ、自己の分担額を超えて保険金を支払った保険者は、他の保険者に対して、各自のてん補すべき額に比例する分担額を請求できるという主義である」とされる³⁾。

『保険辞典』(1978年、保険研究所刊)の重複保険の項を見ると、この連帯責任方式を「契約締結時の前後を問わず各契約を有効とするだけでなく、各保険者はその引き受けた保険金額を限度として連帯しててん補責任を負い、自己の分担額を超えて保険金を支払った保険者は他の保険者に対して各自のてん補すべき額に比例する分担額を請求できるものとするもの」と定義している⁴⁾。

上記二つの連帯責任方式についての定義はほぼ同じであるが、英法にお

保険の目的物に」は不要であろう。また、複数の保険契約が重複保険であるためには、複数の契約において保険期間が一部でも重複すれば十分であるから、特に(=)について、必ずしも「保険期間が同一であること」を要しない。この保険期間の同一性について、今村 有博士は、「保険期間の同一性とは保険期間の始期及び終期を同一にすることを意味するものではない。共通の期間があることが必要である」と述べておられるが(『海上保険契約法論』(上巻)p.513)、同一性という言葉は誤解を生じやすく、適切ではない。保険期間が一部でも重複すればそれで十分であるから、そのように表現すべきである。

3) 松島・前掲書、pp.77-78参照。

4) これは同辞典の編集代表者である故横尾登米雄教授の定義と同じである。同教授著『貨物海上保険』(昭和40年)p.89(改訂第7版p.80)参照。

ける連帯責任方式に限って言えば、これは1906年英国海上保険法第32条第2項に従った精算方法、すなわち被保険者へのてん補方法を言うのであるから、上記二つの定義が、被保険者へのてん補後の保険者間の分担をもこの方式の範疇に含めていることには賛成できない。被保険者に対して連帯して責任を負うというのが連帯責任方式であって、連帯して責任を負った後の、保険者間の内部的調整の問題はそれに付随する結果である。すなわち、被保険者へのてん補後の保険者間の調整或いは分担は1906年英国海上保険法第80条第2項によって認められる権利であって、重複保険の場合における保険者の被保険者に対する責任の負担の仕方とは無関係なのである。

したがって、上記の定義における「自己の負担額を超えて保険金を支払った保険者は、他の保険者に対して、各自のてん補すべき額に比例する分担額を請求できる」という部分を英法における連帯責任方式の定義中に含めることは、その定義を徒に広くするものであると考える。

3. 重複保険の効果

3-1. 重複保険は故意でなされることがあり、過失によってなされることがある。故意でなされる場合でも、詐欺による場合とそうでない場合とがある。後者については、商人が積荷の正確な価額を知らずに、外国からの委託販売品を保険に付け、その後の情報によって、不足していると思われる価額について再度保険を付けることがあり、更に安全のために、重複保険を付けることがある。或いは、売手が買手のために商品に保険を付け、それを知らずに、買手が自己の商品に保険を付けることがある。或いはまた、保険が付けられた商品が輸送中の倉庫にある間、倉庫業者によって荷主のために火災保険が付けられることがある。こういった場合において、損害が発生したとき、被保険者はどのように保険金を請求するのか、或いは各保険者はどのように保険金を支払うのか。これについては、上記

第32条第2項に規定されている。

ただし、この第2項のb号は英法独特の変則規定(anomaly)であって、常識ではなかなか理解しにくい。すなわち、重複保険の場合、a号によって、被保険者は、保険証券に別段の定めがない限り、自己の適当と考える順序に従って各保険者に支払を請求することができるが、b号によって、評価済保険証券の場合、すなわち保険証券に協定保険価額が明記されている場合には、被保険者は、保険の目的物の実価のいかんにかかわらず、先の保険者から受取った額を、後で請求する保険証券の協定保険価額から控除した金額を受取るから、複数の保険契約において協定保険価額が異なる場合、全損が発生したときに、被保険者が協定保険価額の高い保険証券に基づいて先に保険金を請求するか協定保険価額の低い保険証券に基づいて先に保険金を請求するかによって、同一の事故でありながら、被保険者の受取るてん補額に差異が生じるのである。例えば、売主がある積荷について、(A)保険者に協定保険価額を£9,000として£7,000の保険を付け、(B)保険者に協定保険価額を£8,000として£6,000の保険を付けた場合において、全損が発生したとき、(B)保険者に先に保険金請求すると、(B)保険者からは£6,000をもらい、(A)保険者からはその協定保険価額£9,000から(B)保険者から受取った£6,000を控除した残額£3,000をもらうから、合計£9,000を受取ることになるが、(A)保険者に先に保険金請求すると、(A)保険者からは£7,000をもらい、(B)保険者からはその協定保険価額£8,000から(A)保険者から受取った£7,000を控除した残額£1,000をもらうから、合計£8,000しか受取れないということになる。しかも、被保険者が協定保険価額の高い保険証券に基づいて先に保険金を請求した場合にも、協定保険価額の低い保険証券に基づいて先に保険金を請求した場合にも、各保険者は連帯して責めを負うから、各保険者の支払い後の調整金額も当然異なるということになる。

既述の通り、企業保険である海上保険では、立法論として、被保険者側の有利不利を考える必要はなく、被保険者が重複して保険金を受取ること

による弊害を防止するにはどのような手当が合理的かという政策的な問題として考えれば足りるのであるが、英法の連帯責任方式では、被保険者が一人の保険者に対して保険価額を限度として全額直接請求でき（後述参照）、また一部保険者の支払不能の場合にも損害額全額を回収できる可能性が大きい点で被保険者側にとって便利であるのは事実であるが、それでも、重複保険のうちの一つが外国において被保険者のために締結されたような場合において、複数の保険契約において協定保険価額が異なるときは、全損の発生に際して、被保険者には思わぬ落とし穴が待ちうけていることを銘記しなければならないのであって、この場合、被保険者は、決して協定保険価額の大きい方の保険者に先に保険金請求してはならないのである。

3-2. 次に、重複保険の効果についてみる。これに関する1906年英国海上保険法の規定は、以下の二点において曖昧である。

まず第一は、上記第32条第2項(d)号の「被保険者がこの法律で認められたてん補額を超える額を受取った場合」(where the assured receives any sum in excess of the indemnity allowed by this Act) という文言の意味についてである。すなわち、同号は、重複保険の場合に、被保険者がこの法律で認められたてん補額を超える額を受取る可能性を示唆しており、この場合には、被保険者は、その超過額を保険者相互間の分担請求権に従って、各保険者のために受託したものとみなされるのであるが、この文言は、被保険者が一方のまたはある任意の保険者に対して、そのてん補額を超えて損害額の全額を請求する権利を与えるものであるかどうか、例えば、全損が発生した場合に、一部保険を引受けている保険者に対して、全損金を請求する権利を被保険者に与えるのかどうかという点である。具体例を示せば分かり易い。1776年の Davis v. Gildart 事件では、保険価額£2,200の商品について、最初にリバプールの保険者に£1,700の保険を付け、その後ロンドンで£2,200の保険を付けた商人は、後の保険証券によって£2,200の全額を回収することができたのであるが、上記の規定では、この商人が、リバプールの保険者に先に請求して、彼から£2,200の全額を回収

し、その後の保険者間の調整については彼らに委ねるということができるのかという点である。保険者は保険金額を限度に責任を負うから、£1,700の保険を引受けたリバプールの保険者はこの限度においてのみ責任を負うに過ぎないというのであれば、分損の場合はどうであろうか。例えば、保険価額£4,000の積荷について(A)保険者には£3,000の保険が付けられ、(B)保険者には£2,000の保険が付けられていた場合において、£400の分損が生じたとき、被保険者はいずれか一方の保険者に損害の全額を請求することができるであろうか。

全損の場合には、被保険者が保険者に対して、当事者間の契約を表示する保険証券を離れて損害のてん補を請求することは不可能であり、また、英国海上保険法が順位に関する規定を含んでいることから見ても、保険者が自己の契約した保険金額を超えててん補する責めを負うことはないが⁵⁾、分損の場合には、一方の保険者に全額請求することができると考えて差し支えないであろう。しかし、規定自体は曖昧である。

そして、二番目には、第80条第1項に規定する「自己の契約上責めを負うべき金額」(the amount for which he is liable under his contract) という文言の意味についてである。

被保険者が重複保険によって超過保険を付けた場合の、被保険者への損害てん補後の保険者間の分担について、1906年英国海上保険法第80条第1項は次のように規定している。

“(1) Where the assured is over-insured by double insurance, each insurer is bound, as between himself and the other insurers, to contribute rateably to the loss in proportion to the amount for which he is liable under his contract.

(2) If any insurer pays more than his proportion of the loss, he is entitled to maintain an action for contribution against the other

5) 今村・前掲書, p.538参照。

insurers, and is entitled to the like remedies as a surety who has paid more than his proportion of the debt.”

〔(1)被保険者が重複保険によって超過保険を付けた場合には、各保険者は、自己と他の保険者との間においては、自己の契約上責めを負うべき金額の割合に応じて、比例的に損害を分担する義務を負う。〕

(2) 保険者の一人が自己の分担割合を超えて損害を支払った場合には、その保険者は、他の保険者に対して分担請求のための訴えを提起する権利があり、かつ、自己の分担割合を超える債務を支払った保証人と同様の救済手段を取る権利がある。〕

このように、保険者間の分担について言えば、上記第80条第1項は各保険者が「自己の契約上責めを負うべき金額の割合に応じて、比例的に損害を分担」すべきことを定めている。しかし、「自己の契約上責めを負うべき金額」(the amount for which he is liable under his contract) という表現は曖昧で、それがあつた損害に関する各保険者の最高可能責任額(his maximum potential liability) すなわち保険金額を指すのか、それとも葛城博士や松島博士⁶⁾の考えておられるような特定の損害に関する実際の独立責任額(his independent actual liability) を指すのかは明確でない⁷⁾。そのためか、故横尾登米雄教授もこの点につき次のように述べておられる⁸⁾。

「MIA80(1)の文言によれば、重複保険の関係保険者は、保険金額の比例によってではなく、その損害に対するそれぞれの保険証券が単独

6) 松島博士は、前掲書(p.79)において、「MIA 第80条第1項に定める『各保険者は自己の契約上その責めを負う金額の割合に応じて……』各保険者が契約上負担すべき金額が、保険金額を指すのか、それとも各保険証券ごとに独立して負担する損害額を指すのか、厳密な意味で、曖昧であるが、ここでは後者の意味に解して、説明しようと思う」と述べておられる。

7) R. J. Lambeth, *Templeman on Marine Insurance* (1986) 6th ed., p.440 (木村栄一・大谷孝一訳『テンプレマン海上保険』p.604)。

8) 横尾・前掲書, pp.91-92 (改訂第7版 p.83)。

にてん補すべき金額に比例して分担することになるが、イギリスのテキスト・ブックにその点を明らかに説明したものがないのは、この条文も、各保険証券のてん補額は保険金額に比例するという前提によって書かれていると解されているのであるかもしれない。そういえば同32(1)が『保険金額がこの法律の許容するてん補額を超えるばあいは……』といているのも、保険金額の合計が保険価額をこえれば、単独てん補額の合計も必ず保険価額をこえるものという前提によって書かれたものようである。』

このように、横尾教授によれば、上記第80条第1項の「自己の契約上責めを負うべき金額」という表現は保険金額を意味するのではなく、その損害に対するそれぞれの保険証券が単独にてん補すべき金額すなわち独立責任額を意味するようにも見えるが、第32条第1項から類推すると、結局は保険金額を意味するのかもしれない、ということで、この表現が何を意味するのかについての同教授の記述はいかにも歯切れが悪い。

そこで、この点に関し、一般損害賠償責任保険 (public liability policy) に関する事件である Commercial Union Assurance Co. Ltd. v. Haydon 事件 (C.A. [1977] 1 Lloyd's Rep. 1) を検討し、英国海上保険法上、重複保険の場合における保険者間の調整について独立責任額比例方式の採用が確定しているのか、検証してみよう。

本件によれば、訴外被保険者Cは、一般損害賠償責任を担保する二個の保険契約を締結した。その一つは、一事故につき£100,000を限度とする一般損害賠償責任保険で、原告である Commercial Union Assurance Co. Ltd. に付けられたものであり、他の一つは、ロイズ保険者の代理人である被告 Haydon の引き受けた保険で、これには同じく一般損害賠償責任を担保する条項が含まれており、その保険金額は£10,000であった。各保険証券には、当該保険証券について保険金請求が生じた場合において、同一の危険を担保する別の保険契約が存在したときは、各保険者は両保険証券に

関わる請求につき比例的割合を限度にこれを負担するという条項を含んでいた。

訴外PがCの屋敷内において傷害を被ったため、Cは自己が法律上負担することになった損害賠償金について保険金を請求し、合意によって原告が請求金額£4,425.45の全額を先ずてん補した。次いで、原告は、独立責任額比例方式に基づき、その支払額の半分すなわち£2,212.72について被告保険者の分担を請求した。しかし、被告保険者は、保険金額比例方式に基づいて、11分の1すなわち£402.31について分担すべきことを主張した。第一審裁判所では、この主張が受け入れられたが、控訴院は、この判決を覆し、£2,212.72の金額で分担すべきことを裁定した⁹⁾。この裁定に当たって、二人の判事が独立責任額比例方式を採用すべきであると判示したのである。

独立責任額比例方式を採用すべきであるとした控訴院の多数決による判決は、英国海上保険法第80条第1項と似た表現の規定を含んでいた一般損害賠償責任保険証券中の条項の解釈に基づいて下されたものである。したがって、『テンブルマン海上保険』によれば、上記事件の判決に基づき、海上保険証券上の賠償責任に対する保険金請求（例えば4分の3衝突責任条項に基づく保険金請求）では、重複保険の場合の保険者間の分担について、独立責任額比例方式が採られるものと推定される。そしてもちろん、この独立責任額比例方式は、無限責任担保の責任保険をはじめとして、定額控除が行われる場合や分担に関し保険金額の限度に達するまで妥当な修繕費をてん補する船舶保険の場合、或いはいわゆる分損計算方式を採る貨物保険の場合等、あらゆる場合にこれを適用することができることは明らかである。しかし、責任保険以外の保険については、重複保険の場合の保険者間の分担についていかなる方式を採用すべきかについて、英法上未だ決定されていないことも事実なのである¹⁰⁾。

9) R. J. Lambeth, *op. cit.*, p.440 (木村・大谷, 前掲訳書, pp.604-605).

10) R. J. Lambeth, *op. cit.*, p.441-442 (木村・大谷, 前掲訳書, pp.605-606).

4. 各種の精算方法

序でながら、Arnould の編者たち¹¹⁾および Lowndes¹²⁾が指示していると思われる Carver の精算方法、および貨物保険において時として好んで利用される方法について簡説する。

まず、松島博士の著書に引用されている Arnould の例、すなわち(A)保険証券では£8,000と評価されて£6,000の保険が付けられ、(B)保険証券では£7,000と評価されて£4,000の保険が付けられた船舶が全損となった場合、(B)保険者の協定保険価額が完全に無視され、(B)保険者は、自分たちがいかなることがあってもこれを限度とすると約束した金額 (£7,000) を超過する金額 (£8,000) に対して分担することになるが、協定保険価額は契約上重要な要素であるから、これを無視すべきではないと Carver は考える。すなわち、被保険者にてん補した£8,000のうち、先ず(A)保険者の評価額が(B)保険者の評価額を超過する金額分 (£1,000) については、(A)保険者が負担する。そして、残額 (£7,000) を(A)・(B)両保険者間の精算の対象とする。この分担は保険金額比例方式による。ただし、(A)保険者の保険金額については、既に分担したものとみなされる£1,000だけ減額して、£5,000とする。

それ故、

$$\begin{aligned} \text{(A)保険者の分担額} &= \text{£}7,000 \times \frac{6,000 - 1,000}{(6,000 - 1,000) + 4,000} + \text{£}1,000 \\ &= \text{£}4,889 \end{aligned}$$

$$\text{(B)保険者の分担額} = \text{£}7,000 \times \frac{4,000}{(6,000 - 1,000) + 4,000} = \text{£}3,111$$

£8,000

11) Arnould, *op. cit.*, s. 438.

12) Lowndes, *Marine Insurance*, 2nd ed., s. 38.

上記の方法は全損の場合の精算方法であって、分損の場合には、独立責任額比例方式がそのまま適用される。

これに対して、『テンブルマン海上保険』において「共同責任方式」(common liability method) と呼ばれ、時折り貨物の評価済保険証券 (valued policy) で好んで利用される方式は、二つの保険契約において重複関係にあるのは低い方の評価額に達するまでであり、したがって海上保険法上分担関係が生じるのはこの低い方の評価額の限度までであるという考えから、低い方の評価額すなわち両方の保険証券に共通の金額に基づいて計算したてん補額を保険者間に均等に分割し、そのてん補額と高い方の評価額のみに基づいて計算したてん補額との差額をすべて高い評価額の保険者に負担させる方式である¹³⁾。

この方法は、上記の Carver の精算方法と三つの点において異なる。一つは、低い方の評価額すなわち両方の保険証券に共通の金額に基づいて計算したてん補額の割り当て方法についてである。Carver の方法では、両方の保険証券に共通の金額に基づいて計算したてん補額は保険金額の割合で分担するのに対して、この方法では、均等に分割する。もう一つは、高い方の評価額と低い方の評価額との差額を評価額の高い方の保険者に負担させるが、Carver の方法では、その差額を評価額の高い方の保険者の保険金額から控除して、各保険者の分担額を計算するが、この方法では、保険金額はそのままに（つまり保険金額を無視して）計算する。そして、もう一つは、Carver の方法は全損の場合にのみ用いられ、分損の場合には、独立責任額比例方式が採られるが、後者の方法では、全損分損の区別なく、同じ方法が用いられる。

13) R. J. Lambeth, *op. cit.*, p.442 (木村・大谷, 前掲訳書, p.607).

5. 保険料の返還

最後に、保険料の返還について述べておく。既述の通り、1906年英国海上保険法第32条は、重複保険において超過保険を付けた場合における各保険者の保険金額の部分的無効については何も触れず、その第2項において、被保険者による具体的保険金請求方法を規定しているにすぎない。しかし、複数の保険契約は一つの契約を構成するものとみなされ、かつ、それらの保険金額は保険価額または協定保険価額の全額まで有効であって、被保険者はどの保険証券によって保険者に請求することもできるというのが重複保険に関する英法の原則であるから、保険価額または協定保険価額を超える保険金額の部分については、約因の欠缺の理由によって当然に保険料の返還がなされるはずである(MIA 第84条)。この場合、どちらの契約を無効として、保険料の返還がなされるのか。

この保険料の返還に関して言えば、英法では三つの変則が行われる。第一に、複数の保険契約は保険金額の合計が保険価額または協定保険価額の全額まで有効であって、被保険者はどの保険証券によって保険者に請求することもできるにもかかわらず、保険料の返還に関しては順位主義が行われるという点である。つまり、複数の保険契約において日付けが異なる場合において、前の保険契約が開始しているときは、前の保険契約の保険者は既にその保険金額の全額まで責任を負担したとして、後の保険契約のみが保険料返還の対象となるということである¹⁴⁾。第二に、既述の通り、一方の保険者がその保険契約に基づいて保険金額の全額を支払ったときは、MIA80条の規定によって、他の保険者に対して分担請求権を有する。それにもかかわらず、他の保険者が支払不能に陥った場合には、その保険者から分担金を回収できないという理由によって、後の保険者のみが保険料の

14) Fisk v. Masterman (1841) 8 M. & W. 165.

返還に应じるのである。第三に、重複保険について被保険者またはその代理人の側に詐欺または違法があった場合のみならず、被保険者が重複保険であることを知りながらこれを契約した場合にも、重複保険を防止するという理由で、保険料は返還されない¹⁵⁾。したがって、被保険者はある意味で単なる無効よりも厳しい制裁を受けることになる。

(早稲田大学商学部教授, 博士 (商学))

15) Arnould, *op. cit.*, s.386.